明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（三一）　三
○高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（三二）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第三一号）（警察庁）

1　特定事業者の追加

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者を規制対象の事業者（以下「特定事業者」という。）に加えることとした。（第二条関係）

2　取引時の確認事項の追加等

㈠　特定事業者（司法書士等を除く。）は、顧客等との間で、一定の取引（㈡の取引を除く。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項のほか、次に掲げる事項の確認を行わなければならないこととした。

(1)　取引を行う目的

(2)　当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

(3)　法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあっては、その者の本人特定事項（第四条第一項関係）

㈡　特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び㈠(1)から(3)までに掲げる事項並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（司法書士等にあっては、本人特定事項）の確認を行わなければならないこととした。この場合において、(1)又は(2)に掲げる取引に際して行う本人特定事項の確認は、(1)に規定する関連取引時確認を行った際に採った方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うものとした。

(1)　その相手方が、関連する他の取引の際に行われた㈠又は㈡の確認（以下「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

(2)　関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

(3)　犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等（第四条第二項関係）

㈢　特定事業者は、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとしたほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととした。（第一〇条関係）

3　罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化することとした。（第二六条～第二八条関係）

4　その他

その他所要の改正を行うこととした。

5　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。（附則第一条関係）

㈡　2に係る経過措置を設けることとした。（附則第二条関係）

◇高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（法律第三二号）（国土交通省）

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正関係

1　サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設

㈠　高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができるものとすることとした。（第五条関係）

㈡　都道府県知事は、登録の申請が加齢対応構造等、サービス提供、入居契約等に係る基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならないものとすることとした。（第七条関係）

㈢　何人も、登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業（以下「登録事業」という。）に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならないものとすることとした。（第一四条関係）

㈣　誇大広告の禁止、契約締結前の書面の交付及び説明等、所要の遵守義務に係る規定を設けるものとすることとした。（第一五条～第二〇条関係）

㈤　公営住宅の事業主体は、公営住宅を登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）に登録住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を登録事業者に使用させることができるものとすることとした。（第二一条関係）

㈥　登録住宅への入居に係る終身又は入居契約の期間にわたって支払うべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して支払うための資金の貸付けについては、これを住宅融資保険法第四条の保険関係が成立する貸付けとみなして、同法の規定を適用するものとすることとした。（第二二条関係）